

令和4年版 出題基準対応

歯科衛生士国家試験

直前マスター②

赤い  
チェックシート  
付き

チェックシートでカンペキ!

社会歯科



歯科衛生士  
国試問題研究会編

医歯薬出版株式会社



## 1 咀嚼 ★

- ・ 歯、歯周組織、舌、口唇、口蓋、顎関節、咀嚼筋などの総合運動によって、食物を咬断、粉碎、臼磨し、唾液と混合し、食塊を形成する過程。

### 1) 咀嚼の意義

口腔領域への影響	全身への影響
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 嚥下・消化作用</li> <li>・ 唾液分泌促進作用</li> <li>・ 自浄作用、歯肉マッサージ作用</li> <li>・ 味覚発現作用</li> <li>・ 食感認知作用</li> <li>・ 食物中の異物検出や抗菌物質による生体防御作用</li> <li>・ 顎顔面発育促進作用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストレス解消など精神安定作用</li> <li>・ 血液循環促進作用</li> <li>・ 脳活性化作用</li> <li>・ 認知症予防作用</li> <li>・ 満腹中枢刺激による肥満防止作用</li> <li>・ 抗発がん物質による予防作用</li> <li>・ 自律神経調整作用</li> </ul>

## 2 摂食嚥下 ★★★

- ・ 食物を認知し、捕食し、咀嚼して食塊を咽頭から胃に送り込む過程。

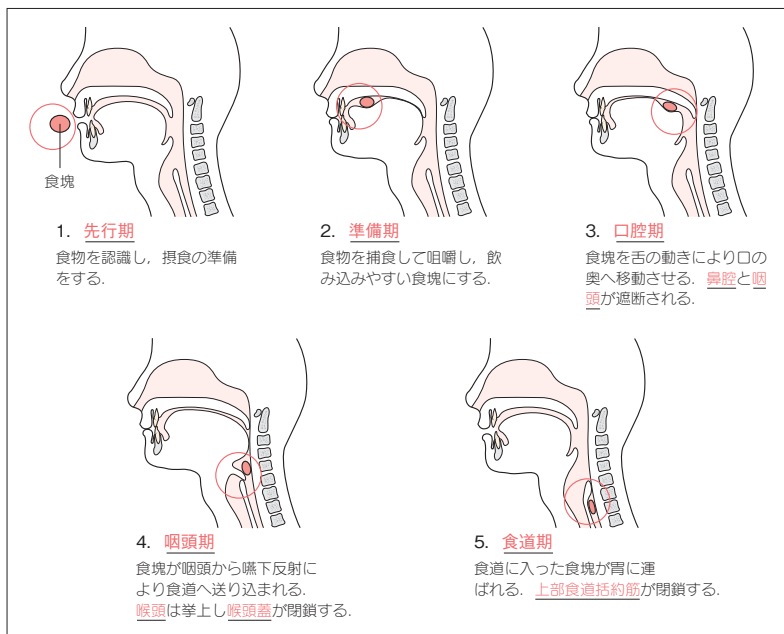
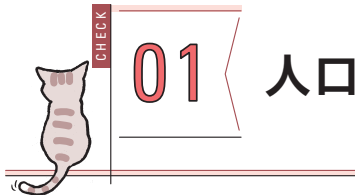


図 摂食嚥下の5期<sup>1)</sup>



CHECK 01 人口

## 1 人口 ★★★

### 1) 人口静態統計：ある特定時点における統計（調査）

- ・年齢3区別人口やその割合などが分かることから、人口の少子化や高齢化が確認できる。
- ・年齢の3区分とは、「年少人口（0～14歳）」、「生産年齢人口（15～64歳）」、「老年人口（65歳以上）」である。
- ・2021年の各割合（人口推計）は、年少人口11.8%、生産年齢人口59.4%、老年人口28.9%となっている。

### 2) 人口動態統計：ある期間における動きをみる統計（調査）

- ・人口および厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

#### 人口静態統計と人口動態統計の例

静態統計	有病率，総人口，労働力人口，人口密度 例：国勢調査（5年ごとの10月1日）
動態統計	罹患率，出生率，死亡率，婚姻・離婚率 *人口動態調査

有病率はある時点での患者の発生状況、罹患率はある期間に発生した患者の発生状況のこと。

## 2 国勢調査 ★★★

- ・統計法に基づき、総務大臣が国勢統計を作成するために、日本に居住している全ての人と世帯を対象として実施される国の最も重要かつ基本的な統計調査である。
- ・人口構造（人口ピラミッド）の把握に必須の調査であり、公衆衛生、行政、教育など、幅広い分野における基礎資料となる。
- ・1947～1949（昭和22～24）年と1971～1974（昭和46～49）年の2回のベビーブームをピークに出生数が少なくなっている。
  - ➡人口ピラミッドは2つの膨らみがあるつぼ型。 **CP**
- ・調査結果から、人口の少子化や高齢化の動向を把握することができる。
- ・**基幹統計**
- ・**全数調査**
- ・5年に一度（大規模調査は10年に一度）、行われている。
- ・調査対象は、該当年の10月1日午前0時現在（静態統計）
- ・人口、性別、年齢、配偶の関係、就業状態、世帯の構成などを調査する。



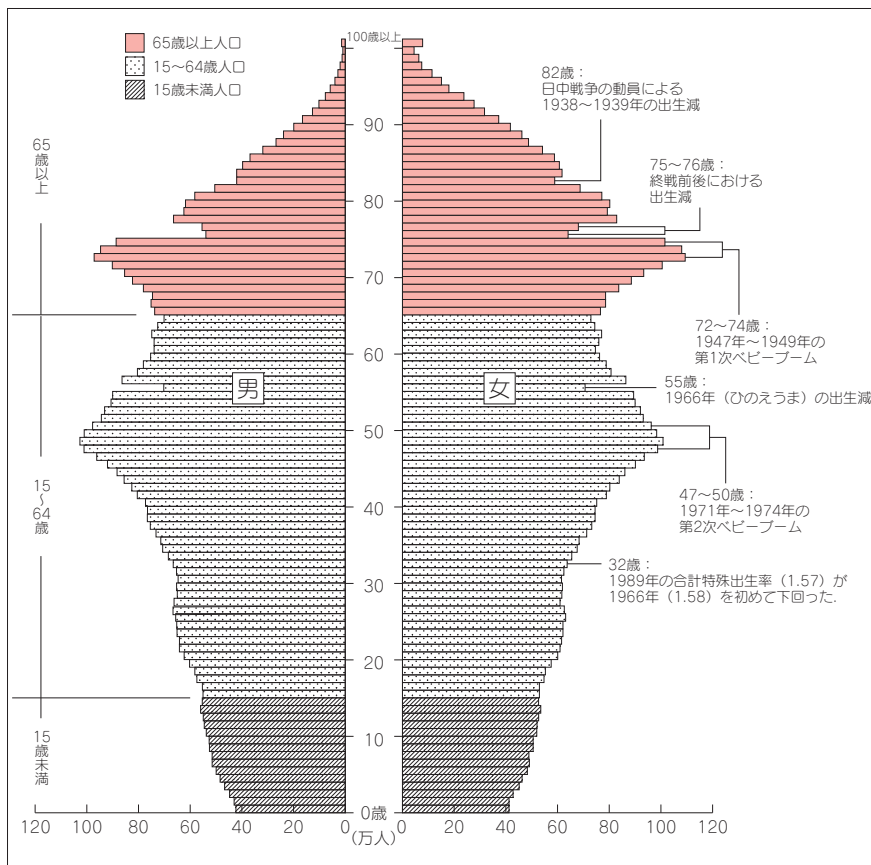


図 わが国の人口ピラミッド

(総務省：人口統計2021年(令和3年)10月1日現在)

### 3 平均余命・平均寿命・健康寿命 ★★

- (1) 平均余命：ある年齢の人が、今後平均して何年生きられるか期待される年数
- (2) 平均寿命：0歳の平均余命。2020年は男81.56、女87.71
- (3) 健康寿命：日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間

健康日本21(第二次)の目標の1つに「健康寿命の延伸」があるよ。



日本の人口ピラミッドは何型？



# 法規①

## 1 歯科衛生士法 (昭和23年) ★★★

### 1) 目的

- ・「この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もつて歯科疾患の予防及び口こう（腔）衛生の向上を図ることを目的とする」(第1条)

### 2) 歯科衛生士の業務

- ① 歯科予防処置 (第2条；昭和23年) [業務独占]
- ② 歯科診療補助 (第2条2；昭和30年) [看護師の業務独占] ←絶対的歯科医行為は×
- ③ 歯科保健指導 (第2条3；平成元年) [名称独占]

### 3) 歯科衛生士の免許

- ・ 歯科衛生士国家試験合格、厚生労働大臣免許
- ・ 歯科衛生士名簿登録

### 4) 歯科衛生士名簿の登録事項

- ① 登録番号・年月日，② 本籍地都道府県名 (国籍)，氏名，生年月日，③ 試験合格の年月，④ 取消・停止に関する事項，⑤ 再免許の場合，その旨，⑥ 書換え交付・再交付の場合，その旨と理由，年月日，⑦ 抹消の場合，その旨と理由，年月日

### 5) 業務従事届出の義務

- ・ 就業者は2年ごとに、西暦偶数年12月31日現在の氏名、年齢、住所、名簿の登録番号・年月日、業務従事先所在地・名称などを、翌年1月15日までに、就業地の都道府県知事 (直接の届出先は所轄の保健所長) に届け出なければならない。

### 6) 相対的欠格事由 (免許を与えられないことがある)

- ・ 罰金以上の刑
- ・ 歯科衛生士業務に関して犯罪・不正
- ・ 心身の障害により業務を適正に遂行できない
- ・ 麻薬・あへん・大麻中毒

### 7) 免許の取消・業務停止，再免許

- ・ 相対的欠格事由に該当した場合や歯科衛生士として品位を損ずる行為があった場合、厚生労働大臣は免許の取消・業務停止を命じることができる (行政処分)。

### 8) その他の業務上の義務

- ・ 主治の歯科医師・医師の指示のもとに業務を行う。
- ・ 管轄する保健所長の指示のもとに業務を行う。
- ・ 歯科医療関係職との連携を図る。
- ・ 秘密保持義務 (守秘義務)
- ・ 業務記録の作成・保存 (3年間)



# 05

## 社会保障と社会保険

### 1 社会保障制度 ★

- ・日本国憲法第25条に「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と、国民の生存権が定められている。同第2項には、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、国の生存権を保障する義務が定められている。
- ・社会保障制度は、①社会保険、②公的扶助（生活保護）、③公衆衛生、④社会福祉の4つに大別できる。
- ・社会保険は、①医療保険、②年金保険、③雇用保険、④労働者災害補償保険、⑤介護保険の5つがある。特徴として、i) 国民が強制的に加入する(国民皆保険)、ii) 行政の管理、iii) 所得に応じた保険料が上げられる。

### 2 医療保険制度【健康保険法・国民健康保険法】 ★★★

- ・社会保険の1つで、疾病・負傷の際に保険医療機関を自由に選び(フリーアクセス)、医療の現物給付を受けることができる。
- ・被保険者本人だけでなく、被扶養者(家族)も同様の給付が受けられる。
- ・医療保険の種類は、①職域保険である被用者保険(健康保険・船員保険・共済組合)、②地域保険である国民健康保険、③75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度に大別される。

#### (1) 健康保険

- ・組合管掌健康保険：大企業の従業員
- ・全国健康保険協会管掌健康保険<協会けんぽ>：中小企業の従業員

#### (2) 船員保険

- #### (3) 共済組合(各種共済)
- ：国家公務員共済組合保険、地方公務員等共済組合保険、私立学校教職員共済組合保険

- #### (4) 国民健康保険
- ：自営業者・農業者、被用者保険の適用を受けない事業所の従業員などが対象

保険者は都道府県、市町村・特別区、国民健康保険組合(医師・歯科医師・弁護士などが同業者で設立)

- #### (5) 後期高齢者医療制度
- ：75歳以上の者と65~74歳で一定の障害をもつ者が対象

### 1) 保険診療

- ・保険医療機関・保険医：厚生労働大臣が指定・登録
- ・診療報酬：療養の給付に要する費用(診療行為に応じて1点10円として算定)
- ・保険医療機関は患者ごとに診療報酬明細書<レセプト>を作成